

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2020 年度から実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：岡崎 有香）宛にお願いします。

2020 年 3 月 4 日

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 渡邊 健

2020-2022 年度課題別研修  
「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」の  
業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた教育関係機関における中間管理職レベルの職員や指導的立場にある技官に対し、障害のある子どもの教育に関する計画、指導能力向上を目指し、所定の案件目標を達成所定の案件目標を達成するべく、特別支援教育事業全般において技術力、計画、管理能力向上のために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人筑波大学（筑波大学特別支援教育研究センター）（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 筑波所管地域において、障害のある子どもの教育に関して、全障害（視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱、自閉症）に対応した教育施設（大学附属学校）を有し、かつ、過去連続して対象分野の研修事業の協力実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見等が集約されている。また教育現場および大学から多様な講師を招請できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2020-2022 年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」研修業務委託契約
- (2) 業務の目的：課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」の実施
- (3) 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 業務実施期間：2020 年度から 2022 年度まで、毎年度各 1 回（最大計 3 回）予定。2020 年度コースは次のとおり実施する。なお、2021 年度以降のコースについては、後日決定する。  
本邦プログラム：2020 年 11 月 8 日～2020 年 12 月 5 日（予定）  
履行期間：2020 年 6 月 8 日から 2023 年 3 月 12 日まで（予定）

## 2 応募要件

### (1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度または平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有し、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の認定等級（格付）に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格保有者でない者で本業務の実施を希望する者は、当機構における競争参加資格簡易審査を受けることができます。詳細は下記「3. 競争参加資格の確認等」をご確認ください。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。  
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。競争から反社会的勢力を排除するため、様式1「参加意思確認書」を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 提出者の役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っ

ている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4 サイズ、1~2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

③ 本研修委託業務契約は、2020 年度~2021 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。しかしながら契約書については、3 回に分割して締結し、毎年 9 月頃から 2 月頃までを契約履行期間とする。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとするが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議する。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

\* 提出書類について：各種フォーマットは下記(参考)にある URL から入手ください。

(1) 全省庁統一資格者である者

① 参加意思確認書(様式 1)

② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

④ 誓約書(様式 2)

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

① 参加意思確認書(様式 1)

② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書(写)

④ 誓約書(様式 2)

(3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者

① 参加意思確認書(様式 1)

② 簡易審査申請書(様式は JICA 筑波担当までお問い合わせください)

法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。

- ③ 登記事項証明書（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ④ 財務諸表（写）（決算が確定した直近1ヵ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること）
- ⑤ 納税証明書（その3の3）（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ⑥ 誓約書（様式2）

（参考）・国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>  
 ・競争参加資格確認申請書  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

#### 4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2020年3月18日（水）午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 （独）国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当：岡崎 有香
	提出書類	上記3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2020年3月25日（水）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2020年3月31日（火）午後4時まで
	請求場所	上記（1）提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2020年4月7日（火）
	回答方法	郵送

#### 5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記4（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課： 独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課  
電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776  
岡崎 有香 (Okazaki.Yuka@jica.go.jp)

以上

2020 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター契約担当役  
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印

2020 年度～2022 年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」に係る参加意思確認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

## 記

## 1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

## 2 応募要件

## (1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等 \* 提出書類について」を参照し必要書類を添付してください。

## (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター  
契約担当役 殿

2020-2022 年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名  
役職印

### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個

個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

2020 年度～2022 年度課題別研修  
「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」コース  
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 業務名（研修コース名）：2020 年度～2022 年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」

(2) 案件目標及び単元目標

【案件実施の背景】

教育は万人の権利であり、特に普遍的初等教育の完全普及は、SDGs（Sustainable Development Goals）、EFA（Education for All）等において国際的開発目標として示されている。各国が上記目標の達成に向けた積極的な政策・施策を行ってきた結果、全世界的な就学率は一定の成果を見た一方、未就学者の多くは社会的に疎外されており、特に障害を持つ学習者に対する支援が未だに取り組み不十分な課題として重要視されている。

障害児のための教育アプローチに係る国際的な潮流としては、「特別なニーズ教育に関する世界会議」（1994 年）サラマンカ宣言から始まる「インクルーシブ教育」のコンセプトやアプローチへの転換が求められている。それに対応する環境整備（施策、教員訓練、教員支援システム、教材開発等）が喫緊の課題である。

JICA の教育協力ポジションペーパー（2015 年 10 月）及び JICA の SDGs への貢献に向けた取り組み方針（ゴール 4）でも、「インクルーシブで平和な社会づくりのための教育」を支援の一つの柱とし、貧困層、女性、障害のある人々、少数民族、紛争や災害の影響を受けた人々など、社会的・文化的に不利な立場にある人々への支援の取り組みを強化している。

なお、日本は主に特別支援教育アプローチで就学前から早期介入し、高い就学率を誇る。これは行政、研究機関、大学、学校、地域等が連携し児童の能力を最大限引き出せるよう、学校・教員の質向上に取り組んでいる成果である。また、一部地域においてはインクルーシブ教育も実践されている。このような日本の知見を活かし、JICA は 2016-2018 年度本邦研修「障害のある子どものための授業づくり」をはじめとする各種事業を実施し、途上国におけるインクルーシブ教育／特別支援教育を支援してきた。

本研修は、上述の日本の知見・経験を参考としつつ、途上国におけるインクルーシブ教育／特別支援教育の実践に必要な人材の能力強化を図るものである。

【案件目標】

日本では、すべての子どもたちが同じ場で学ぶことを追求しつつ、個々の教育的ニーズに応じた特別な指導の場を提供する、インクルーシブ教育システム構築を推進している。本研修では、まず日本及び欧州のインクルーシブ教育の現状と課題を理解し、域内の多様な教育現場でそれぞれに実施されている指導を理解し、関係機関間の連携について知見を深める。そして、自国が目指すべきインクルーシブ教育／特別支援教育の姿を明確にし、その実現に向けた方策を具体的に提言し、主導できるだけの能力

を獲得する。

### 【単元目標】

1. 自国と参加国のインクルーシブ教育／特別支援教育に係る課題が整理される。
2. 日本のインクルーシブ教育システムの概要と主要活動を説明できる。
3. 自国のインクルーシブ教育推進のための改善策が提案される。
4. 改善提案実現に必要なツール（ガイド、フォーマット、資料等）が作成される。

### （３）業務（研修）実施方法

#### ① 本邦プログラム

##### ア) 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

##### イ) 演習・実験／実習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

##### ウ) 見学・研修旅行：

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

##### エ) レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。

#### ② 研修付帯プログラム（JICAが実施するプログラム）

##### ア) 集合ブリーフィング（0.5日）

来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

##### イ) プログラムオリエンテーション（0.5日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

##### ウ) 評価会・閉講式（0.5日）

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

### （４）業務対象となる研修員（2020年度の場合）

#### ① 定員：8名

#### ② 研修対象国：ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ニカラグア、ボリビア、エクアドル、ペルー

#### ③ 対象組織の要件：以下のうちいずれかを満たすこと。1) 教育育省及び地方政府における特別支援教育、インクルーシブ教育及び／または障害児教育担当の

技官及び専門官、2) 教員養成校及び大学等における教員養成機関の当該分野担当教官、3) 当該分野における小学校または中学校の中核的教員

- ④ 対象研修員の資格要件：45歳以下、大学程度の教育を受けている者で、上記分野の職歴が3年以上の者。
- ⑤ 使用言語：スペイン語  
全てのプログラムは西語で実施する。通訳が必要な場合は、JICAが別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。

(6) 研修受入期間：2020年11月上旬から2022年12月上旬まで（予定）

(7) 業務実施場所：JICA 筑波及び研修実施先

(8) 契約金額 機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

## 2. 業務の範囲及び内容

上記1.(2)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

### (1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ コース評価要領の作成
- ④ 研修員選考会への出席
- ⑤ JICA 筑波、その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑬ 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- ⑭ その他、国際協理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、見学の評価
- ⑲ JICA 筑波への講義テキスト提出

### (2) 講義（演習・実習）の実施に関する事項

- ① 講師・実習先の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書等の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認・手配
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

- ⑥ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認
- ⑦ 講義等実施時の講師への対応
- ⑧ 講師謝金の支払い
- ⑨ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑩ 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記（1）～（3）に加えて行う業務

(4) 本邦プログラム事前準備/事前プログラムに関する事項

- ① 事前プログラムに関する研修員からの問い合わせに対する対応
- ② インセプションレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- ③ 研修評価項目・評価基準等について JICA 筑波と調整・確認

(5) 事後整理期間に関する事項

- ① JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
- ② 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
- ③ 反省会への出席、実施補佐
- ④ 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、2020 年度実施分については業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

提出書類	提出期限
業務完了報告書 経費精算報告書	2021 年 2 月 26 日

4. その他

JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

以上